

## 新潟市人権教育・啓発推進委員会 第3回委員会 会議録

日時：平成31年2月22日（金）

午後2時00分～午後3時45分

場所：新潟市役所 分館6階 1-601会議室

### ○進 行

ただいまより、新潟市人権教育・啓発推進委員会第3回委員会を開催します。

私、冒頭の進行を務めさせていただきます、広聴相談課の南場と申します。どうぞよろしく申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところをご出席くださいます、誠にありがとうございます。本日は、9名中8名の委員の皆様のご出席となります。残念ですが、伊原委員はご都合が合わず、ご欠席となります。また、横尾委員におかれましては、所用のため3時半で退席したいと申し出がございました。よろしく申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、新潟市広聴相談課長の川崎より御挨拶を申し上げます。

### ○広聴相談課長

広聴相談課長の川崎でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

昨年8月に2回、委員会を開かせていただきまして、人権に関する市民意識調査の設問や回答の選択項目について、熱心にご議論いただきました。その後、その内容を踏まえまして、10月から11月にかけて、アンケートを実施させていただきました。

本日の委員会は、その結果の概要を報告させていただくとともに、分析概要につきまして、委員の皆様から意見交換していただきたいと考えております。

限られた時間ではございますが、皆様から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、ぜひ、今後の取り組みに生かしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○進 行

次に、会議の公開について申し上げます。人権教育・啓発推進委員会開催要綱第7条の会議の公開及び人権教育・啓発推進委員会の傍聴に関する要領に基づき、会議の傍聴を希

望する場合は傍聴できることになっておりますが、本日は希望者がいませんでしたので、ご報告申し上げます。それから、前回同様、会議の内容を市ホームページに掲載させていただきます。議事録の作成のため、録音させていただきますことをご了承くださいますよう、お願いします。

また、会議の様子を写真撮影させていただく場合があります。これは事務局における記録が目的で、ホームページや広報紙への掲載などの公開を前提とするものではございませんので、ご了承くださいますよう、お願いします。

ここで、お手元の資料をご確認させていただきます。まず、議事次第。それから配席図。それから当委員会委員名簿。そして、緑色のファイルで事前に郵送しました「人権に関する市民意識調査報告書」で、表示はしておりませんが、資料1-1と呼ばさせていただきます。それからホッチキス留めにしたもの資料1-2で「人権に関する市民意識調査の結果について」。最後に、資料2としてA4横の紙1枚で「今後の人権教育・啓発推進計画の改訂スケジュール」の以上6点でございます。不備などがございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

本日の会議は、午後4時までを予定しております。

それでは、議事に入りますが、これ以降の進行は田巻委員長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

#### ○田巻委員長

よろしく申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日の議事は、「人権に関する市民意識調査の結果について」と、その後、「今後のスケジュールについて」の2点あります。最初に、事務局より調査の結果についてご説明していただいた後、委員の皆さまによる意見交換を行いたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、議事(1)人権に関する市民意識調査の結果についての資料は、事前に郵送しました緑色のファイル、背表紙に平成30年度新潟市人権に関する市民意識調査報告書等と書いてあるもので、資料番号を表示しませんでした。資料1-1とさせていただきます。

それから、左上にホッチキス留めしてあります資料1-2、人権に関する市民意識調査

の結果について、これも関連する資料です。こちらの資料はファイルの資料1-1、調査報告書の内容が膨大ですので、結果の概要として要約したものでございまして、こちらの資料の「4 調査結果概要」のところに表がありますけれども、各設問、調査項目の結果を経年比較に着目しまして、傾向に大きな変化があった項目について、黒丸をつけております。

傾向に大きな変化があった項目とは、選択した回答の項目が前回の調査結果と比べまして5パーセント以上の増減が複数、二者択一の場合は一つでもあった場合に黒丸をつけております。説明は、この黒丸のついた設問及び新規の設問を中心に抜粋して説明させていただきます。

委員の皆様方には、ファイルの資料1-1 調査報告書のグラフなどを見ていただきながら説明させていただきますので、恐れ入りますが、資料はファイルの調査報告書をご覧ください。

まず、報告書の構成、つくりですけれども、緑色のファイル、調査報告書等の表紙をめくって、目次をご覧ください。「Ⅰ. 調査概要」が1ページにあります。「Ⅱ. 調査結果」は3ページから240ページにあり、各設問の回答結果となっています。その後、240ページ以降は、昨年、内容についてご意見をいただきました調査票がついております。

それでは、具体的な説明として、1ページをお開き願います。調査概要の「2. 調査方法」のところですが、調査対象は18歳以上の新潟市民3,000人を無作為に抽出しまして、郵送により調査いたしました。調査期間につきましては、10月12日から11月2日まで3週間でした。「3. 回収結果」ですが、3,000件に対して1,478件、有効回答率が49.3パーセントと、前回、平成25年の調査結果と比較して有効回答率が0.6パーセント増加しております。

次に、2ページをお開き願います。「5. 回答者の特性」ですが、性別、年代別、地区別、職業別と、四つの属性別に割合を円グラフで表示しております。前回、平成25年の調査結果と比較しまして、いずれも大きく変化した属性はありませんでした。

次に、「Ⅱ. 調査結果」ですが、各設問、調査項目の結果の経年比較に着目し、傾向に大きな変化があった項目として、最初に7ページをお開きください。問2『あなたは、「人権」という言葉から何をイメージしますか。』という設問で、選択された回答項目を棒グラフで表示しております。前回と比べて最も増加したのが左列2番目の「憲法」で5パーセント増加した一方、その下の「法律」は11.5パーセント減少し、減少割合が大きくなっており

ます。

次に、15 ページをお開きください。問3『日本の社会における人権意識』についての設問ですが、最も上の全体と表示した三つの横棒グラフで、今回のH30で左枠の二つの「よく守られている」、「だいたい守られている」が前回の平成25年度と比較して9.3パーセント減少し、今度は右枠の「わからない」が9.5パーセントから19パーセントへ倍増し、全世代で増加しております。

次に、20 ページをお開き願います。問4付問『人権侵害を受けた内容』についての図4-2ですが、横棒グラフで最初の「あらぬ噂、悪口、かげ口」、2番目の「仲間はずれ、いやがらせ」、5番目の「プライバシー侵害」、それから下から2番目の「虐待」で大幅に割合が伸びております。

次に、1枚めくっていただきまして、22 ページをご覧ください。同じく問4付問『人権侵害を受けた相手』についての設問ですが、22 ページの表4-3が今回の調査結果、右の23 ページの表4-4上半分が前回、平成25年度調査結果、下半分が前々回、平成18年度調査結果となります。前回、10項目中6項目で3位以内の「学校」は、今回、3位以内が1項目のみ。ほぼすべての項目で3位以内となった「企業」では、①から③までの3項目で増加傾向です。今回、新規に設定した「不明」が10項目中8項目で3位以内となっており、この「不明」に流れた傾向がうかがえました。

次に、27 ページをご覧ください。問5-1『人権侵害された場合、対応するか否か』についての設問ですが、最も上の「全体」と表示した三つの横棒グラフで「対応する」は減少、一方の「何もしない」は増加と、それぞれ8.2パーセントの変動がありました。

次に、39 ページをお開き願います。問6『関心のある人権問題』についての設問ですが、最も上の「障がい者」、3番目の「女性」、真ん中にある「LGBT等性的少数者」の3項目で5パーセント以上増加しております。

次に、48 ページをご覧ください。今回、新規の設問である問8『第三者による身元調査の実施についての考え』についてですが、「<sup>おこな</sup>行ってよい」と「<sup>おこな</sup>どちらかといえば行ってよい」の肯定意見が合計で7パーセント、「<sup>おこな</sup>どちらかといえば行<sup>おこな</sup>うべきでない」と「<sup>おこな</sup>行<sup>おこな</sup>うべきではない」の否定意見が合計で87パーセントとなっています。資料を1枚めくっていただいて50 ページ、51 ページをご覧ください。属性で分析しますと、20歳代と自営業の方で肯定意見が1割を超えております。

次に、68 ページをご覧ください。今回、新規の設問であります問12『人権関連三法の認

知度』についてですが、いずれも6割近くが「わからない」と回答しております。

次に、78ページをお開き願います。問13『女性に対する人権侵害だと思うこと』についての設問ですが、横棒グラフ3番目の「職場や地域、学校などにおけるセクシャル・ハラスメントや性暴力の被害者になること」、その下の「結婚や妊娠、出産、不妊などについて干渉されること」、その下の「テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ情報のはんらんしていること」の3項目で増加している一方、「夫や恋人など親しい関係にある相手からの暴力」は8パーセントほど低下しております。

次に、90ページをご覧ください。問15『子どもに対する人権侵害だと思うこと』についての設問ですが、横棒グラフ3番目の「親・同居者のしつけと称する体罰」で12パーセント近く増加した一方、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」は6パーセントほど減少しています。

次に、96ページをお開き願います。問16『子どもの人権を守るために必要なこと』についての設問ですが、回答11項目中、前回から5パーセント以上の増減があった項目が7項目ありまして、4項目で増加、3項目で減少と、変化の著しい傾向がありました。

次に、102ページをお開き願います。問17『高齢者に対する人権侵害だと思うこと』についての設問ですが、前回と比較し、「邪魔者扱いされたり、暴言・暴力を振るわれたりすること」及び「意見や行動が尊重されないこと」で8パーセント、5パーセントほどの減少に対し、今回、新規の回答選択項目である「高齢者の財産を取り上げたりして自由に使用させず、困窮させること」は11パーセントの回答がありました。

次に、186ページをお開き願います。問33『新潟水俣病被害者に関して人権侵害だと思うこと』についての設問ですが、全項目が減少傾向の中、特に「水俣病患者が十分に救済されていないこと」が11パーセントほど減少した一方、「わからない」が増加に転じ、前々回を超え、前回よりも9パーセント近く増加しております。

次に、198ページをお開きください。こちらが今回の新規設問です。問35『LGBT、性的少数者などの言葉に関する認知度』についてですが、「言葉は聞いたことがある」が8割以上。そのうちの約6割は「意味も知っている」と回答しております。「言葉も意味も知っている」は10歳代から50歳代までが6割を超えております。

次に、2枚めくっていただきまして、202ページをご覧ください。問36『LGBT等性的少数者と思われる人の周囲での存在認識』についての設問ですが、「はい」とは、そう思われる人がいるという回答ですが、9.2パーセント。また、約4割強が「わからない」と

回答しております。「はい」、思われる人がいるということは、30歳代と学生で2割を超えております。

次に、236ページをお開き願います。この236ページから240ページまでが、自由意見についてでございます。

ここで、恐れ入りますが、報告書の記載について訂正させていただきます。236ページの冒頭ですけれども、太囲み線の下に「自由意見は全部で241件あり、」と書いてありますけれども、「自由意見は全部で241人から延べ322件あり、」となります。大変失礼いたしました。

こちらの設問では、太囲み線で、人権問題についてかねてから考えておられること、国や新潟県、新潟市に対するご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きくださいとの設問でありまして、全部で322件でした。

こちらの記載内容についてはさまざまございまして、大別した内訳として、人権問題についてが248件、アンケート調査についてが32件、行政機関への意見や要望が38件、その他が4件となっております。前回、平成25年度が212件でしたので、110件増えております。

また、人権問題についての248件の記載を、人権課題別かつ件数別に分類しております。この内容を発展させまして、各人権課題の設問及び回答と同様に、前回、平成25年度の結果と比較したものの経年変化を別の資料でまとめております。

資料1-2の6ページをご覧ください。例えば、冒頭の項目で「人権問題全般について」とありますけれども、今回、平成30年度の記載件数A欄、こちらが94件ありまして、前回、平成25年度の76件と比べて18件増えております。その右隣ですけれども、今回、94件の記載のうち、「主な記入内容の要旨」として、その内訳件数を記載件数順に表記しております。主な記入内容ですので、A欄の94件とC欄の平成30年度の件数は一致しておりません。

最も多かったのが「啓発や教育による意識改革が必要」ということで、意識改革が必要と係るものに、「社会全体の意識改革」や「行政主導の意識改革」というものがありまして、これらをまとめて38件でした。

このほか、人権課題別に6ページから8ページまで、ご覧のとおりですけれども、6ページの項目「性別による人権」と「子どもの人権」は、前回と比べ4倍、8倍と、それぞれ増えております。一方、前回、記載のあった「ホームレス状態の人の人権」や「労働問

題に関わる人権侵害」、それから「福島に対する差別等」の記載は、今回、ありませんでした。

資料の説明としては以上でございますが、調査結果を事務局で分析した全体の印象として、大きく2点、上げさせていただきます。

1点目として、人権課題の関心度が増加傾向、ほぼ変化なし、それからわからないの三極化している傾向が見受けられます。増加傾向の人権課題の要因としましては、マスコミ報道やインターネットの影響が大きいのか、そこで話題になった人権課題や事柄が数値を伸ばしています。例えば、関心のある人権課題では、障がい者、子ども、女性、LGBT等が増加しておりますけれども、背景として、障がい者施設での殺傷事件や子どもに対する虐待事件の続発、それからセクシャル・ハラスメントや性的暴行の被害体験を告白するMeToo運動など、それらが一因と考えられると思います。一方、ほぼ変化なしの維持傾向としましては、外国籍市民等の方々、それからHIV感染者の方々、インターネット関連の人権が上げられます。最後の、わからないという項目は、設問の設定が多少影響した可能性があります、多くの回答項目で増加傾向でした。

2点目として、報告書22ページの間4付問『誰から人権侵害を受けたのか』というものと、同じく報告書62ページ間11『市民憲章実現のための取り組み』の結果から、企業の人権意識に対する認識が厳しくなっている印象がありました。

長くなりましたけれども、報告書の説明と事務局としての結果の印象については、以上でございます。

#### ○田巻委員長

ただいまのご説明を受けて、委員の皆様から忌憚のないご意見をお伺いしたいということですが、細部にわたる報告書と、それから分析結果もすべてきちんと目を通すことができているかどうか、私自身はかなり心もとないので、少し整理して意見をということだと思います。まずは、全体的な印象や感想を各委員で出していきたいと思います。

順番に、齊藤副委員長から、全体的な印象でも何でもけっこうです。

#### ○齊藤副委員長

大変面倒な資料を整理していただきありがとうございます。

私はこれを見て気がついたところの一つあって、私は学校に勤めているので、人権侵害の場として学校がよく取り上げられて、学校のことばかり考えていたのですが、結果を見ると、学校だけではなく、企業における人権の問題が大きいのだということに初め

てこの結果を見て気づきました。学校の中にとどまるだけではなく、学校を出たとしても人権にみんなが気をつけて、お互いに尊重しながら生きていく教育をしていくことが大事なのだなと思っています。

またもう1点として、現在、虐待の問題や子どもの人権の問題が非常に大きく取り上げられているのですけれども、やはり、教職員の意識の向上というご意見が自由記述\*の中にもあるのですが、またこの言葉をしっかり受け止めて、さらに人権に関する研修をしっかりとしていきたいと思ったところです。

※ 【お断り】調査票の各設問に対する回答の「その他」自由記述、及び「14. 自由意見」欄の回答は、調査票表紙において、「結果は統計的数字に変えて処理」の前提で回答いただいていることから、公開していません。）

#### ○田巻委員長

では、この順番に、太田委員、お願いします。

#### ○太田委員

大きな関心からいっても、人権に対する関心が、10代の若い方については、少し関心があるという方でほとんどを占められているわけです。そういった意味では、非常に教育に占める割合が多いだろうと思います。それからその親の世代、40代を含めて、非常に関心については薄いということが言えると思います。これについては個別に取り組んでほしいと思います。

また、いろいろな法律ができました。障がい者、それから部落の問題等でしたが、依然としてこの法律の浸透が、2016年ですから、できてから2年半くらいたつのですが、市民全体のものにはなっていないということははっきりとしているということで、そのあたり、法律の趣旨の徹底の仕方については、素朴に言えば、実際に差別を受けている方を中心にした教育なり宣伝なりをきちんと進めて、現在もやっておられると思いますけれども、進めていっていただきたいと思います。

また、私は部落問題の関連になりますと、新潟市はこういった結果なので、やはり可視化できない差別については、関心が低調なのかと。障がい者については可視化できる方がおられるわけで、そういった点については関心があることが、わかりました。インターネット上の差別などについては、現実的に非常に大きくなっているわけですので、そのあたりについてはきちんと力を、市としていろいろなことをやっていただいておりますけれども、より一層やっていく必要があるのではないかと思います。



また後で補足があれば順次言わせていただきますので、取り組みをよろしく願いしたいと思います。

### ○高橋委員

私は細かいところは精査できなかったのですが、問1、問2の結果で人権に対する市民の意識の大まかなところがわかると思います。私は、やはり、人権に関する関心、先ほども少し話がありましたが、私も一般として、人権のとらえ方は、多分、皆さんそれぞれ違うので一概には言えないのですけれども、かなり関心があったり全く関心がなかったりというのは、割とよく知っている方と、本当に人権を全く知らないか、知っていても人権は嫌いだという方というと思うのですが、それらはほとんど、やはり一般市民の感覚かなと思っています。例えば、「少し関心がある」、「あまり関心がない」、「どちらともいえない」という、このあたりが一般的な平均的な考えかなと思って見えています。そうすると、大体こうしたところで市民の方、そうなのかなと思って問1を見ていました。

ただ、関心がない方の回答が次につながっていきますので、そのあたりの分析が非常に、関心がない方はすべて分からないや知らないにチェックしたのか、それとも、本当は知っているのだけれども答えたくない部分やここは自分が主張したいという部分が問2以降続いているのかというのは、少し実は関心があったのですが、細かいところはコメントを、また後で機会があればお話しさせていただければと思います。

それから、人権という言葉のイメージですけれども、これも表がつけてありましたけれども、社会の状況がすべて反映しているのかなと思っております。ここ数年、非常に児童虐待など、先ほど少しありましたけれども、いろいろな意味でマスコミ報道の影響が非常に大きかったのかなと思っております。そうすると、今回、イメージがいろいろありましたけれども、特に差別がもともとの根源ですので、差別や、あとは刑法の人権規定やマスコミ等の、今、言いましたけれども、かなり敏感に人権ということがとらえられていると思いました。

また、気になったのは、人権侵害を受けたときにどう対応するかというものがありません。何もしないや我慢するとあったと思いますけれども、何もしないと書いてある方がいたと思うのです。このとらえ方は非常に悩ましいと思っています。実は、侵害を受けたけれどもどのようにやればいいのか分からないという方と、実は侵害を受けているのだけれども、相手によっては我慢するしかない、そういった方々も多分いるのかなと思っていません。これは今後、この何もしなかった人、今後の人権教育の主役なので、かなり大きなポ

イントの一つかなと思って見ておりました。

全体の印象は以上です。また後で個別のものは発言したいと思います。

#### ○横尾委員

最初に思ったのが、人権教育や意識改革は大事だという総論は出ているのですけれども、では、実際に勉強会、研修会に参加したいと思うかというところは、思わないという回答が出ていたりするのです。では、これはどういった切り口で進めていけばいいのだろうということ、この中で話し合う必要があると感じました。

先ほどもご意見がありましたけれども、学校教育のほうは比較的10代の方、大人よりもきっちりに関心があるという意見が出ていましたので、この学校教育、もちろんこれからも継続していく必要があるとは思いますが、大人に対しても継続的に進めていく必要があるのではないかとこのことを全体として思いました。

#### ○室橋委員

私のもっぱら、記述式の自由記載欄をじっくり読んでいきました。特に、人権についてのイメージは、自由と権利をきちんとおおむね、どの年代層もイメージしているのだろうなということのはっきり分かるのです。どこに問題があるかという、非常に嫌な思いをした、どこの場面でどういった嫌な思いをしたということが念頭にあって、権利侵害の意識に結びついているなというのが、この自由記載欄の2ページ、3ページあたりに出てきたかなと思っています。

では、そういった人権に対する啓発活動をどの場面でされてきたのかというと、先ほど、齊藤委員からもありましたけれども、意外に職場などで広がってきているのかなと。俗に言うところの仕事関係ですね、これが4ページのところで出ているなと思っています。

8ページ以降になりますと、問題点がいろいろ出てくるわけでごさいます、例えば、同和問題であれば、寝た子を起こすなという意識がやはり言葉として出てきています。差別は実際にはそう簡単にはなくならなくて、意識してなくさなければいけないのですけれども、そのうちなくなるだろうという考え方もしっかり記載されています。

そうしたものに対して、では何をしなければいけないかというのが11ページにあって、恐らく、課題としては、よく消防でバイスタンダー\*教育といいますか、傍観者にならないための意識づけをどうするかということで、先ほど、講習会等に参加したくないというのが随分あったと承知しておりますけれども、どういったところで人権について学んだかということに対して、例えば、「いのち・愛・人権展」を見たというのがあったり、必ずし

も堅苦しい講習会ではなく、新潟市が率先してやっている人権イラスト展や、ああいっただけ気軽に行って学べるような機会を求めているのかなと思いながら見ていたところです。

※ バイスタンダー (bystander)；傍観者。見物人。 出典：小学館『デジタル大辞泉』

#### ○川崎委員

13 ページ、問3『「人権」が守られている社会だと思いますか。』というところで、大体守られていると半数の方が回答されているかと思います。私は労働組合団体ですので、昨今言われています働き方改革が今後大きく取り上げられてくるかなとは思っています。そうしますと、職場、労働環境においての人権といったものが無視されはじめる傾向が出るかもしれないということを私どもは心配しているところです。現時点でこのパーセンテージですが、これは数年かからず、近々にでもこのパーセンテージが大きく変わるのではないかと感じて危惧しているところです。

#### ○赤塚委員

私もあまりにも膨大なものをまとめていただいたことを、またこちらのそのことに少し驚きがあったのですけれども、こうした資料を見たのが初めてでしたので、市民の方の環境を見ながら、このように考えられる方が多いのだなと感じながら読ませていただきました。

私の人権擁護委員として、相談の業務があるときに、やはり職場でのパワーハラスメントなどが非常に多いなと感じていましたので、それがこういったところにも表れているなと思いました。

それからもう一つは、やはり、人権擁護委員として、子どもたちに対しての人権教室や啓発活動をする場面があるのですが、インターネットなどを、子どもたちは実際に聞いたり見たりしているので、一般としてそのような教室を受けるわけではなく、そこへ行ってその子どもたちに対してやっている、そういった啓発の仕方が有効なのだなど、非常に感じながら読ませていただきました。

もう一つは、差別やいじめに遭っている当事者の場合の感じ方と、全くそういったことに無関心で、そういったことを受けたことがないような人たちもやはり分からない、関心が薄いのもこうしたアンケートには表れてくるのだなということを感じました。自分もそういった当事者になりうることもあるわけで、そういったときに全く関心がない状態である人たちにどのようにして啓発活動やそのような教育をしていくのがいいのかということを感じながら読ませていただきました。

## ○田巻委員長

最後に、私もすべて目を通すことができているとは言えないのですけれども、全体的に思ったことは、すでに皆様がおっしゃったことと重なる部分があるので、要点だけですが、けれども、「人権というもの」のイメージや「人権が守られている」などの項目に対して、一定の回答が得られたとしても、果たしてそれは、「人権というものとして想定されていること」をすべて網羅しているわけではないだろうと思います。むしろ、皆さんが気づいていないところで人権が守られていないことが多々ある、ということに気づいていないのではないかと強く思いました。それと同時に、結果としても出ているように、関心がある人とない人、あるいは関心というよりは知っているという、認知している人と知らない人の二極化がうかがえます。ただ、全体的に、知っていても知っていなくても「傍観者」という言葉で表現されたように、「自分と関係なければ…」という距離があることを非常に感じました。特に自由記述などから、何となくですけれども、そういった印象を持っています。人権教育や啓発の問題にかかわらず、昨今はいろいろな問題に対して、自分と関係がないことでも大きなお世話のようなことでもどんどん入っていく、匿名でいろいろな書き込みをするという行動と、反対に、自分と関係なければ助けを求められても手を差し伸べることを必ずもしないというような、何かそういった行動の二極化というものが、特にSNS（会員制交流サイト）の発達などで私は日々感じているところもあるので、この人権に関する市民意識調査でも、人々の行動パターンとして何か関係するところが表れているのではないかという印象を持ちました。雑ばくな印象で申し訳ないのですけれども、そのような感想を持ちました。

そこで、ただいま、ご意見をお寄せいただいたところで整理しますと、これだけ膨大な資料があって、かつ、前回（平成25年度調査）、前々回（平成18年度調査）と比較できるところ、あるいは新設で比較という意味では、今回は参考ということで出させていたものがありますけれども、これだけのものをまとめていただいたことが有意義だったということがまず1点と、それから「人権というもの」に関しては、おおむねイメージなり何なり相当定着しているものがあるけれども、では、それを行動に移すかというところになるとどうかというのは、皆様の中でも共通認識だったかと思えます。

また、教育・啓発の方向性としては、何とんでも子どもたちの学校教育と、それから成人、大人になっても継続して教育が必要なのだということと、今回の調査で特に顕著だったのが、企業においても啓発の必要性が如実に表れてきたことが成果だったということ

で、全体的には、皆様のご発言をまとめると、共通認識を得られたのかなと思っておりま  
す。

ただ、これだけ設問数も多く、今回、事務局からご説明いただいたのは傾向に大きく変  
化があった項目、それもすべてではなかったと思いますけれども、そうではなかったとこ  
ろも含めて、何かご指摘といいますか気になったところ、あるいはこのような結果に対  
してどう思うかというご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

資料1-2で用意していただいたところで、一応、設問を全て上げていただいていると  
思います。先ほど事務局からご説明いただいたのは黒丸のところを中心と、新設のところ  
だったかと思います。それ以外のところで、触れられていなかったところで気になった点  
などはありませんか。

**○高橋委員**

確認を含めてよろしいですか。調査票の3ページの間1なのですけれども、この問いの  
表現ですけれども、表題の表記が違ってきますよね。『「人権」ということに』という表現  
が、調査票の表現と。

**○事務局**

資料ですか。

**○高橋委員**

はい。

**○事務局**

資料1-2ですか。

**○高橋委員**

資料1-2ではなくて厚い資料のところなのですけれども、3ページです。調査票の間1『「人  
権」にどの程度、関心を持っていますか。』という表記だったのですけれども、『「人権」と  
いうことに関心を持っていますか。』と戻っているのです。

**○田巻委員長**

報告書のほうがですね。

**○高橋委員**

はい。細かいところですが、ここです。

**○事務局**

分かりました。

○高橋委員

それから、資料1-2の関係なのですけれども、標本数は3,000のうちの約半数弱の有効回答ということなのですが、調査時期は10月12日から11月2日までの間なのですけれども、これを超えて回答が来ることはあるのですか。

○事務局

若干あります。

○高橋委員

含めているのですよね。無効にしているのですか。

○事務局

厳密に言いますと、期間中の消印は有効としています。実態としては3通くらいありますけれども、1月に来たものもありましたので、それは入れておりません。

○高橋委員

もう一度そこも聞こうと思ったのだけれども、これは業者の方に外注する形ですか。

○事務局

はい。

○高橋委員

戻るほうも。返送も委託業者からですか。

○事務局

調査対象者の方から返送していただいて、それをスケジュールで定期的に委託業者へ持ち込むということです。

○高橋委員

委託業者はやはりこちらに来るので、返送率がどうかと思って。やはり役所に来ると、委託業者に出すのはやはり抵抗する方がいて、少し回答率も影響があるのかなと思って聞きました。

また、50パーセントの方が未回答なのですけれども、きっと10代が非常に少ないですよ。

○事務局

年代別ですか。調査票の2ページにあります。二つ目の年代別という円グラフです。

○高橋委員

回答者ですね。そうすると、例えば、50パーセントを切っていて、取り分け10代、20

代の方は非常に少ないと。

**○田巻委員長**

これは各年代に同数で送っているわけではないのですよね。無作為、18歳以上で。

**○事務局**

人口比になります。10代は18、19歳だけなので、元々が少ない人数です。

**○高橋委員**

そうすると、例えば、10代の方が非常に少ないと、若い人の意見を反映するというのはなかなか難しいのですね。

**○田巻委員長**

人口比でどのくらいいるか、で調査票を出したのですか。

**○事務局**

回答者数の割合になります。

**○田巻委員長**

人口比で出しているのであれば、例えば、20代が何人くらいいたところの何パーセントの回答が来たかというように出さないと、「10代、20代の回答が少なかった」というのは、ここでは分からないですよ。

**○事務局**

そうですね。年代ごとの回答率というのは出ていないのですが、資料がございますので、後日、別途提示いたします。

**○田巻委員長**

それを出していただくと、どの年代は積極的に。

**○高橋委員**

そうですね。反応したかが分かると思いました。

もう一つよろしいでしょうか。飛ぶのですが、先ほど事務局から説明があったところで、資料1-1の20ページで、問4付問、図4-2のところ、上位5番目の中で1番と2番、それから3番と4番の棒グラフの形が横V字になっていますよね。非常に極端で。なぜこうなるのか、おかしいなと思って見ていたのですけれども、これを見て次の22、23ページの回答率を見ますと、横V字になるのは少しおかしいのかなと思っていました。23ページにある前回、平成25年の各項目のn数を見ますと、この棒グラフが出てくるのは少しどうなのかなと思って、何か転記ミスがあったのかなと思って疑問だったのです。

例えば、最も上が「あらぬ噂、悪口、かげ口」なのですけれども、今回は 67.9 パーセントですよ。それから 23 ページを見ますと、前回、平成 25 年なのですが、これは n 数が 252、回答数ですよ。それからいくと、ほかの項目は 4.7 パーセントになることはありませんか。

○田巻委員長

これはおかしいですね。

○高橋委員

非常におかしいですよ。

○田巻委員長

プライバシー侵害のところもおかしいですね。

○高橋委員

そうなのです。平成 25 年のところが全ておかしいのです。

○事務局

そうですね。この部分、再度確認して、数字を。

○高橋委員

多分、データが少しおかしいのかなと。

○事務局

ここだけへこんでいるのが。

○田巻委員長

きっと何か間違っていますよね。

○事務局

何かの数値が取り違えられている可能性がありますね。

○高橋委員

何か少しずれているのかなと思って、疑問だったのですけれども。

○事務局

これは確認させていただいて、またこの部分の整合があれば、内容を確認させていただきたいと思います。

○田巻委員長

これは平成 25 年のデータが、図 4-2 はもしかすると「上から下」となっているのが「下から上」なのです、項目は。「ストーカー行為」がもしかしたら「あらぬ噂、悪口、かげ口」



のデータなのではないでしょうか。可能性としては。

○高橋委員

そういったことになるかもしれない。

そうなると、コメントも違ってくるのではないかと思います。

○事務局

そうですね。ここの部分は改めなければならないです。

○田巻委員長

よく気づいていただきまして、ありがとうございます。

○事務局

確認させていただきます。

○太田委員

資料1-1、48ページ問8の新設の設問『第三者による身元調査の実施についての考え』ですが、これで問うべきことは、すでに、結果を見ると、個人のことににかかわる身元調査で行うべきではないという数字が非常に高いのです。そういった意味ではいいことなのですけれども、ただ、現実的に、「新潟市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度」に基づく本人に通知している件数がそれほど上がっていないわけです。現実的な意識と、現実的に自分がやられない限り自分を守るといふことの乖離です。どうそのあたりの意識を変えていくかというのは、私は非常に重大な問題だと思います。例えば、市からどれだけ本人通知して、利用されているのかという点について、答えはいいですけれども、そういったことを含めて検討していただきたいと思います。データはデータですので、それは尊重するとして、その乖離を、先ほどおっしゃったように、自分の問題でないとなかなか一歩踏み出せない。行政はせっかく一歩踏み出したのに、一歩踏み出せないというところで、もう少ししていくべきではないかと思います。

新設の設問については、特に資料1-1、68ページ問12の人権三法の関係の問題を含めて認知度が低いと。どのように、この場では自分の問題として、人権侵害が悪いということ、自分もそういったことをやられると非常に傷つくということを一一人の生徒、あるいは一人の人が自分の問題としてとらえて、そういった力をつけるための教育なりを含めてやっているということ、きちんと施策・方針として打ち出していないとだめだと思います。そのように私は、部落差別は国のほうで悪いですよという法律が初めてできましたので、新潟には部落問題はあまり関係ないというところがインターネットでは野放し

になっている状況なのです。現実的に、現在の若い人はそういったところに生きているのではないかと思います。自分とは他人ではない別世界の中で差別を作ったり、あるいは差別をされたり。現実的に起きているのは、高校生のいじめなどで、頻繁に報道されているので。まとめの時間に来ているのでここでやめますけれども。

#### ○事務局

身元調査の関係の乖離があるとおっしゃっているのは、(新潟) 県の調査結果との比較ということでしょうか。

#### ○太田委員

県は、仕方がないと、当然のことが約5割。

#### ○事務局

そうですね。私どもも、最近の県の調査を確認させていただきまして、身元調査を容認した回答が49パーセントくらい、そして否定回答で、するべきではないというのが33パーセントくらいなのです。私ども(新潟)市の結果は、否定回答である「どちらかといえど」を含め身元調査を行うべきではないというのが87パーセントくらいになっています。私どもは経年ではできませんで、初めての調査でしたので、何と比較するとよろしいかがあったのですけれども、県の回答項目が(要否では)3択になっていまして、平成26年に一度実施して、その当時よりは今回、平成30年に県が実施したときはよくなったのですけれども、やはり相変わらず3択で、一つ目が「身元調査をすることは当然のことだと思う」、もう一つが「よくないことだと思うが、ある程度は仕方がない」と。そしてもう一つが「差別につながる恐れがあるのですべきではない」という3択で、そのうち中間がないために、ある程度は仕方がないというものが肯定に入っていて、50パーセント前後の回答になっているのです。

私どもも、私どもと直近に実施した市町村の回答選択項目が4択になっていまして、すべきではない、やってもよいという間に、どちらかというをやってもよい、どちらかと言えばやらないほうがよいというように、回答選択項目についてバランスに配慮した4択にしましたので、それがやはり市民の皆さんにとっては選択しやすく、結果として行うべきではないという数値が高く出たのではないかと考えています。今まで先行して実施していた県の選択の方法が、やはり少し肯定的といいますか、容認する回答選択項目が多い形だったのではないかと。そのため、かなり数値が、調査することが当然、ある程度しかたがないというのが49パーセントと。一方、私どもが7パーセントと、そういった差が出たの

ではないかとも考えていますので、そのあたりもまた分析していきたいと思いますが、その条件についても考慮していただきたいと考えております。

#### ○太田委員

二つ目は、障がい者差別解消の条例を市で作られましたよね。それは全国的に非常に高く評価されています。というのは、これは国の法律が先行して作ったものと、市のほうで高く評価された意義は、障がいそのものに合理的な配慮をしなさいということについて、新潟市はそれが障がい者本人がこういったことについては差別ですから、例えば、スロープをなくすことやスロープを緩やかにすることについて、訴えた場合にやる、合理的な配慮をするということですが、市はもう一步踏み込んで、障がい者でなくても、その合理的配慮をするのだと。例えば、私がしてくださいと言った場合に、合理的な配慮を検討して、やる必要があるならやるということと、民間企業に対しても合理的配慮をしなさいという先進的な取り組みがあるのです。

何が言いたいかといいますと、市が人権に関して具体的に成果のある取り組みをされているわけですから、特にこういった新設のアンケートについては、そういったことを含んでアンケートの取り方をしていただきたい。例えば、合理的な配慮について、やる必要があるという項目があるのですが、あなたはそれについてご承知ですか、承知ではないですかと。極端ですよ、極端に言えば。そういったことを含めて迫っていかないと、結局、この場で狙っていることがもう一步、市がやられて、あるいはやろうとしている施策あるいはそういった問題は、もう一步市民の中にアンケートとして入っていかないというか、法律を知っていますか、知っていませんかだけでは、アンケートの取り方として非常にもったいないと私は思います。先ほどの調査とも関係しますけれども。そういった点について、このアンケート、新法の関係で言えば、市民の目で分かるという感じで作られるとよかったなという気がしています。

#### ○田巻委員長

ただいま、太田委員からご発言のあった流れで、今回の調査結果を受けて、ではこの後、私たちはどうするのかということを検討するのがこの委員会では求められていることだと思います。ぜひ、先ほどご発言がありましたように、教育・啓発をやっていかなければいけないという話は皆様共通してお話くださっていると思いますけれども、では、具体的にどうしたらいいのかということについて、何かご提案やご意見はありませんか。せっかくこういった結果が出たことを、さらに分析する必要はあるのですけれども、この後もまた

調査を3年後や5年後に行うわけですので、アンケートの内容や設問について検討するのはそのときにといいことですが、今回は、この結果を受けて、ではどのように実施していくか、人権教育・啓発をといいことなのですから、どうでしょうか。

### ○室橋委員

この調査報告書は膨大ですから、この結果をどこと比較して整理するかということで、まず1点。何点かあるのですけれども。

今ほど、県民アンケート調査報告との比較の話がありましたけれども、県の調査は、比較対象には必ずしもそぐわないです。なぜかといいますと、新潟市の調査は標本数、無作為抽出3,000件で、そこにアンケートを送ったわけです。県のアンケートは、もともと県民の中に調査協力員という方を指名するのです。4,500人をお願いして、大体3分の1しか了解してくれないのだそうですけれども、3分の1の方、1,500人を確保するという目標で調査協力員を全県下に配置するのです。全県下に配置されて、いつでも調査に協力しますという方の名簿があって、その中から300人、400人を取り出して調査するわけですから、回収率は88パーセントになるのです。非常に高い回収率ですが、当たり前のお話なのです。新潟市は無作為抽出ですから、誰のところに行くか分からないのです。忙しくて回答などしてられないという方のところも含めて、回答を求めてアンケートをしているわけですから、そもそも県の調査と比較しないいただきたいと思います。相当意識を持っている方が答えているわけですから。そういった意味では、六十何パーセントのところは、こういった評価の仕方があるにしても、身元調査を容認するような結果が出ているわけで、一般にこうしたやり方をすれば、さらに極端な結果が出たのだらうと思うのです。したがって、そもそも、県の調査は比較の対象にはならないです。そのため、ほかの市もこの項目を調査しているところがありますから、むしろそういった他市との比較のほうが正確な分析に到達できるのだらうと思いますので、ぜひ、そこは考慮していただきたいと思います。

また、先ほどの記述との関係で見えてきて、何点か、どうなのだろうと思うところがありました。まず1点目は、58ページ問10です。今ほどありましたけれども、先ほど申し上げましたが、「人権問題に関する講演会や研修会、イベントなどに参加したことがありますか」ということで、参加したことがないという人が69.1パーセントあります。これをどう小さくするかということが計画の目標になっているのだらうと思っております。先ほど申し上げたとおり、人権イラスト展の取り組みは県下で唯一、新潟市がやっているわけで、

ほんぽ一と（中央図書館）や東区役所に行って、展示してあると。見渡せばそこにパネルが並んでいるわけですから、見る事ができるのです。非常に気軽に参加できる企画、極めて画期的で、もう十年も前からやっていたらっしゃるわけです。そういった企画をどのように上手に使っていくかという計画になっているのだろうなど。仰々しい講演会や研修会にどう参加させるかというだけではないのだろうなど。イベントにどのように駆り出していくかという意味かなと思っています。

続いては、62 ページ、問 11 の市民憲章です。市民憲章はなかなか広がっていかないのです。先ほど太田委員からもありましたけれども、画期的な条例、障がい者の差別をなくしていくための条例を持っていると。この市民憲章も極めて重要な良い憲章なのですけれども、いかんせん、私は議員を長くやりましたけれども、残念ながら、ほとんど見たことがないのです。どう施策の中に生かしていくかということになっていくのだろうと思っています。

3点目は、90 ページ、問 15 からの子どもの人権についてです。子どもに対する、どれもみんな「わからない」というのが徐々に増えているのですけれども、「わからない」というものをどう減らしていくかということかなと。特にここは大事なのですけれども。

202 ページのLGBTの関係です。私も設問を作るときには十分気がつかなかったのですが、LGBTのとらえ方、「性的少数者」と書いてありますけれども、この言葉は日進月歩で、私もついて行けないくらい言葉がいろいろ動いています。特に、もう少数者ではないと。学校の先生方のご承知だと思いますけれども、性的マイノリティではあるけれども、必ずしも少数者ではないという認識で、多分、やっていかなければいけないのだろうなど。数が少ないわけではないのです。大局として雄、雌はあるのだけれども、雄、雌という大局の中ではマイノリティになっているのですけれども、グラデーションの割合、そこに当たる人たちは、46.6 パーセントが「わからない」と言っています。これはよく分からないくらいけっこう多いと理解したほうが良いと思います。そのうえでどう対応するかという計画を作っていかなければいけないと思っていますので、一言、よろしく願います。

#### ○田巻委員長

若い人、特に学校教育向けの何か積極的な活動と、それから青年とか、あるいは職場における重点的な取り組み、あとはそういった人権に関する制度をどう出していくか、また、分からない、もしくは無関心をどうすくい上げていくか。いろいろ論点としてほぼ共通し

ているのですけれども、「では、具体的に何をするか。」職場での働き方改革の法案次第によってはということもおっしゃっていましたが、どうでしょうか。

#### ○川崎委員

分からないというのがそういった数になるという、それはそうだと思うのですけれども、では、現在、分かってもらうような啓発活動を進めても、なかなか身にならないと思うのです。下から上がってくる、ボトムアップ的な取り組みをしないことには、分からないという数値はこのまま現状を維持するのではないかと感じます。例えば、新潟市であれば、県、市でも冊子がありますので、それをご覧くださいという取り組みはあると思うのですけれども、冊子を手にしらないことには何にもならないのです。冊子はあるのだけれども、興味がない方はその冊子を全く手に取ることもしないので、やはり聞く、見るということをしらないことには、なかなか分からないということが払拭されていかないのではないかと思います。そうすると、やはりこちらのほうで見ていくしかないのかなと。

私ども連合新潟は、学生さんに相手に労働組合とは何というテーマ授業のようなものを行っているのですが、そういったものを増やしていくことによって少しずつ啓発活動を進めるに当たって、分からないことを減らしていくといいのではないかとすることは率直に感じるところです。

#### ○田巻委員長

お時間の都合があるので、横尾委員、もし何かありましたらお願いします。先ほど、啓発・教育は大事だけれども、参加する気がないというギャップをどうということがあると思いますけれども。

#### ○横尾委員

58 ページ、問 10 の人権問題に関する講演会と定義されると、確かに参加したことがないのかもしれないのですけれども、人権問題とうたわなくても、福祉的な講演会や子育ての講演会、命を大事にするや、共生など、そういったものは切り口が違うけれどもすべて人権教育につながるものがつながらないからこういった結果になるのではないかと思います。そこをつなげていけば、皆さんけっこう参加しているのではないかと思います。

それと、私は自由記述のところでは気になっていたのが、あまりそういった問題を話す場所ではないとは思っているのですけれども、記述集の 10 ページの中段、女性 40 代、自分の子どもが学校の机に「ぐらぐらしない」という張り紙が貼ってあると書いてあるのです。その子どもの机にだけぐらぐらしないと張ってあると。最初にこれを読んだときに、これは教

育と人権の難しいところなのかなと思ったのです。しかし、個人的に自分が親ならこれは嫌だろうし、ほかの子どもがこうしたのが普通だと思ってその子どもに接すると思えば、これは人権侵害かなと思っていたのですが、これだけでは何も分からないのです。違う面で見ると、障がいを抱えていて、視覚的なそういったものがあることによって行動がうまくいくということで張ってあるのであれば、親御さんに説明する必要も子ども達に説明する必要もあるし、そこで説明することによって、子どもたちが、この子はそういった子だけれども、こういったことを張ればみんなと同じことができるということが分かるのも一つの教育かなと思うので、こういったことを一つとっても、どちらにも変わる。人権侵害にもなればプラスにもなる問題なのかなということ、これを読みながら考えたところで

### ○太田委員

部落解放同盟でありますので、同和問題の状況、資料1-1でいいますと126ページから始まっているのですけれども、130ページ、問22で「あなたは、新潟県内の同和地区の存在や同和問題があることを知っていますか。」ということで、約8割の方が知らないのです。また、142ページ、問25で現在の同和問題、いわゆる部落差別の問題についてはあると思うという方が4割あるいは分からない方も含めて、けっこうおられるわけです。そのため、その差別の実態は何ですかと聞いて、150ページ、問27に行きますと、結婚、就職、差別的な発言や行動をされることということで、現実的に同和問題は結婚に敗れて死に至る、住民が亡くなってしまうケースも新潟県下では現実的に起きているわけです。これは先ほどと同じ問題ですけれども、自分の問題としてなかなかとらえ切れていない。先ほど言いましたように、なかなか可視化できないのだということで、結論になりますけれども、同和問題、いわゆる部落差別の問題については、部落に対する正確な教育です。つい最近も、部落の人は犯罪者というような、高校生が研修の後でそういったアンケートを書いているのですが、逆に犯罪者をきちんと取り締まるのだと、そういった気性が危ない、労働していたわけで、正確な知識を、ぜひ、早い時期、全国では幼稚園からやっていますけれども、そのときからきちんとやっていけばいいのではないかと。より一層人権意識が高まるという視点から私は言っているので、ぜひ、強調したいと思います。

そのため、146ページ、問26で「あなたは、日ごろ親しく付き合っている人が、被差別部落の人であるとわかった場合、どうしますか。」という問いは、私はそれほど気にしませんという方が約9割いるのです。これが現実を踏まえた数字なのかというときに、非常に

そういった意味で、私は、9割もという感じで、非常に驚くのです。現実の差別を知ったうえで検討されているのかどうなのかという点については、非常に疑念を持つのです。これはいいのですけれども、さらに増やしていけばいいのですが、少し疑問に感じることもあるのです。というのも、最近また部落差別の事象は非常に増えていまして、新潟県内、新潟市とは言いませんが、そういったことが増えていまして、早急な、幼い、あるいは小中学校からの取り組みをもう一步強く必要だと感じていますし、必要だと思っています。

私たちは、一步一步いろいろな差別の問題に取り組む中で、全体として、いろいろな差別のレベルを上げていくという取り組みを現在行っています。部落差別は非常に根っこの深い問題なので、それを基礎としながらも、いろいろな差別の問題をやって意識を上げていくということで、ぜひ、同和問題あるいは部落差別の問題については幼いときから、保育園からやっている県もあります。そういった意味では、取り組みを進めていただきたいと思います。調査から見えることは、数字が右へ行ったり、左へ行ったり振れていますけれども、きちんとやって、ぶれない姿勢で取り組む必要があると、これを見て非常に感じました。

#### ○田巻委員長

ただいまのご発言を受けて、私も感じたことは、大人の問題もそうだと思うのですけれども、先ほど、LGBT等性的少数者のこともお話しいただきましたけれども、多分、すべてのこうした問題について正確な知識が最も必要なだろうと思うのです。可視化されていない問題というのは恐らく多々あって、同和問題しかりだと思うのですけれども、LGBT等の問題についても、ご本人がどうであるかということを表明しない限りは分からなかったりして、非常に問題を抱えているけれども外からは分からないということが多々ありますので、ほかの人権問題もそうだと思うのですけれども、特に今回、困ったことがあっても何もしないという、つまり行動を起こさない人が多いということで、これは非常に問題だろうと思うので、それを助ける側も、当事者の側も、どちらも正確な知識を持つということが重要ではないかと思っています。ただ、LGBT等の問題に限らず広くとらえていく必要があるのではないかと思います。

一方、そういった知識をいつから、どのように吸収するなり、浸透させていくかということが課題であろうと思いますし、若いうちからということで、幼いころから、幼稚園あたりから教育を始めるということなのですから、各家庭での話し合いということも大事であろうなど。それは恐らく、川崎委員がおっしゃった「下から」というのは、そうい



った土壌を作っていかなければいけないであろうと思うのですが、そのときに人権問題というのが何かパッケージになっていると取っつきにくいと思うのです。横尾委員がおっしゃったように、そうではなくて、人権教育に関連するいろいろなことに参画している人は多いと思うので、そういった人たちのところから進められていくことが重要なのかなと思っています。

#### ○室橋委員

今ほど、太田委員からありましたが、ここはどうしても深めなければいけないと思います。自由記述の13ページの部落差別のところ、身内が結婚することを意識したときに聞きました。結婚差別のことは、一つだけ申し上げますと、当人同士が結婚するかしないかはいいのです。例えば、うちの息子と被差別部落の女性が結婚すると、お前が決心して結婚すればいいではないかという話に普通はなるのです。しかし、そこで生まれた子どもをどうするかということなのです。紛れもなく、私は差別する側の人間です。息子の連れ合いになろうとする人は差別される側の人間です。そのため生まれた子ども、自分の孫は間違いなく差別される人間になるわけです。そこで、結婚を承諾できるかどうか。そういった問題なのです。明らかに自分の孫は差別されることになるわけですから。そのときお互いに差別をなくしていくため頑張っていこうね、と息子に声をかけられるかどうかなのです。今日、ご出席の皆さんも、そのように考えていただければ、深刻な問題だということはあると思うのです。

一つ一つの意識づけもそうですし、障がい者の問題も切り込んでいくと厳しい状況が出てくると。部落問題もそういった局面があり、結婚差別というのはそういったものだ。自殺者が出るというのはそういった意識の問題ということを理解していただければと思います。

#### ○赤塚委員

啓発や教育をどのようにしていくかというときに、この調査の結果をどのように生かしていくかということが最重要課題だと思うのですが、年代も性別もすべて、全体をただ啓発しようとするの大変難しいと思うのです。例えば、各課にそういったチラシが配られたり、ポスターが貼られたりして、講演会がありますよといっても、関心のない人は受け取ることもしない。仮に受け取っても、それを見ることもしない。結局、そのために配っているものが生かされていないという状態があると思うのです。しかし、例えば先ほども言っていました小学校や保育園、そういった範囲であれば、あまり広がらない話の中でも、

その子たちに向けた話ができる。また、現在、私たちもやっているのですが、高齢者に対しての虐待などがありますので、そういったところへ行って話をすると、自分たちの問題として聞いてくれるわけです。企業などでもそういった話をすれば、その職場のパワハラに関するようなことは話ができると思うのです。いろいろなことをすべての人にとというのはなかなか難しいと思うので、少しずつ、この段階ではこの話という形で進めていくほうが浸透していくのではないかと、無関心の人たちを少しでも減らしていくのではないかと感じます。無関心の人、分からない人たちを取り込もうとすると、はじめから、いいですのような感じで、少しも乗ってこないような気持ちを受けます。私もそういったことを感じるので、対象者を絞って進めていくのがいいのではないかと思います。

#### ○田巻委員長

グループでというのは、「この機会に集まった人たちはこれを聞く」となっているときなど、必ずしも自発的なものではないのです。大学でも合理的配慮に関する研修のようなものを学生支援課で企画しまして、各会議の前に30分取ってやるということがありました。出席する会議が複数あると、同じ内容を3回くらい聞くことになるのです。やはり、会議の前にやるとなるとみんな聞くことになるので、いざ話を聞けばいろいろな発見があって、実際にこう活用するのかといった学びがあるので、自発的ではないにしても意味があるのではないかと考えています。強制という意味合いではないのですけれども、機会としてとらえるということですね。それは非常に同感いたしました。

#### ○高橋委員

いろいろな話が出たのですけれども、やはり人権というのは、同和問題に特化する必要はないのですけれども、いろいろな人権問題がありますので。先ほど、この中で意見がありましたけれども、やはり人の心に訴えるものが非常に多いものですから、強制的にやることや上から押さえつけてやることは効果がないのです。そうすると、ではどうやるかということになるのですけれども、私の考えは、子どもというのは家庭から始まりますので、そこでまず育てます。その中で当然、親が人権を念頭に置きながらする、学校へ行けば学校教育があります、社会へ出れば社会教育と段階に応じてやっていくことがごく自然だと思います。上から押さえつけるのではなくて。そういったやり方はもちろん工夫しなければいけないのですけれども、段階的にやっていかないとなかなか身についていかない。例えば、頑固な人にいくらいいと言っても無理です、基本的には。凝り固まっていれば何を言っても、そのときは聞きますけれども、やはり自分の身につかないというのがあって、

結局同じことを繰り返す。

これから人権教育をやるとなると、生まれてから育つ間に、それ相応の人権教育・啓発があると思うのです。そこは行政が入ることや、NPOでもいいのですけれども、やはり誰か手助けしながらやっていけば自然と人権教育が身についていくのではないかと思います。人権は専門家だとばかり言っているから、嫌だなという人もいたりしますので、そこは行政がうまくソフト面でフォローしながらやっていくほうが、むしろ効果的な啓発ができるのではないかと思います。ただ、即効性はありませんから、時間をかけて長い目で見て、ゆっくりと啓発を継続的にやっていくというのが最もいいのではないかと思います。

#### ○齊藤副委員長

無関心であるや、分からないと答えている人が、調査の結果を見て気になりました。最初に頭に浮かんだことが、いじめ問題をとらえるときに、被害者、加害者と傍観者。傍観者も積極的な傍観者と、積極的ではないけれども傍観者がいると。私たちは一時期、傍観者を減らしていくために頑張っていたのだけれども、現在はどうかと見ていると、あまりそこは進んでいないような気がします。これはだめなんだよとは言っているのだけれども、なかなか打破できない壁を感じるものがあって、まず、これを解決しなければならぬと思っています。授業をやっていて思うのですけれども、クラスの子がみんな授業に参加しているかという目を見たときに、どの子も参加できるのか、自己有用感が持てるのか。そういったことをしていかなないと、自分ごとになっていかない。自分に関係ないと思ったりするといけないので、認められるとうれしい経験があって、うれしいから人権は大事なんだねと思ったり、守ろうね、これはおかしいねと言える、そういったことをやっていくことが大事ではないかと思っています。学校でもそのあたりでかかわっていくことで、正しい知識は非常に大事で、小学校、中学校には同和問題の生きるシリーズは大変いいテキストなのだけれども、しっかりと勉強して正しく伝えていかないといけないのではないかと思っています。

#### ○田巻委員長

ありがとうございます。

太田委員がご指摘くださいましたように、せっかく法律ができたのに認知度が上がっていないということで、私は法学部にいて思うのですけれども、一般的に法律というのは難しい、自分は関係ないという人が多いと思います。「法」とつくだけでもう無理、というよ

うな反応を受けることが多いです。あるいは「法学部です」というと「へー」というような感じで非常に距離を置かれてしまうのですが、それゆえ、出前講義など高校生向けの講義で、あるいは一般市民向けのときに強調しているのは、法律は大変身近なのですよということです。朝起きてから寝るまで法律というのは身近にかかわっている。皆さん、コンビニに行って何か買うでしょうと。あれは実は契約なんですよという話などもするのです。あとは、何時に学校へ来て授業が何時から始まって…という、これはルールでこれも法なのです、と。みんなで決めたから、それを守らなければいけないのでみんな来ているのです。

この法律ができたことによって何が実現できるのか、どのように困っている人はどのように対処してもらえるのか。あるいはそうでない人をどのように支えることができるのかとか、いかみ砕いた形で、法が何のためにあって、自分にどうかかわってくるのかということを展開するような啓発、浸透させるための努力が必要かと思います。こういった法律ができましたとって、法律ができて自分も関係ないということになってしまうと思うので、かなりかみ砕く必要があるのではないかと思います。

それでは、時間になりましたので、今日の1点目の議題の調査結果についての議論はここまでにします。

次に、今後のスケジュールについて事務局からご説明をお願いいたします。

## ○事務局

議事(2) 今後のスケジュールについて説明させていただきます。資料2をご覧ください。表形式で、縦軸が改訂に関係する各機関、組織と各項目。横軸が年度と月になります。本日の第3回委員会は上から3段目。縦軸でいいますと、外部委員の方々の組織である人権教育啓発推進委員会で2月の列になります。この委員会の段は薄く網掛けをしております。この委員会の真下の段ですけれども、市民の皆様を対象とした人権意識調査で、1月に報告書を取りまとめましたので、1月の列に報告書と表示しております。その報告書を今回の第3回委員会で説明させていただき、2段下の市のホームページに3月に結果を掲載するというございます。ご覧のように、今年度は計画改訂の基礎資料とする人権意識調査を中心に行ってきたして、最上段の計画改訂というところには、空欄ですけれども、来年4月か6月にかけて計画の事務局案について、最下段に記載している市役所関係課と協議しながら作成し、7月開催予定の第4回委員会、その後、修正案を作成しまして、9月開催予定の第5回委員会と2回にわたりまして、委員の皆様からご意見を聴取させて

いただきたいと思いますと考えております。その後、12月冒頭までに計画改訂案としてまとめ、同じ月の議会常任委員協議会でパブリックコメント実施の説明、年末から1か月を期間としてパブリックコメントの募集と、その意見反映を得て、来年3月の第6回委員会で改訂最終案を提示させていただき、最終のご意見を聴取し、4月の改訂版完成というスケジュールを考えております。

来年度は委員会を3回する予定ですが、委員の皆様からのご意見の聴取は実質12月の計画改訂案までの第4回、第5回の2回に渡る委員会での機会となります。この2回に渡る委員会におきましては、検討材料が多くなることが想定されますので、限られた時間内で皆様から活発かつ有意義な議論を進めていただくため、事前に議題や論点を提示させていただき、委員会におけるスムーズなご発言につなげていきたいと考えております。そのため、計画書の文案の表現や取り組み内容などに関する技術的、具体的なお意見、ご提案などがある場合は、委員会終了後に電子メール等でお寄せいただきたいと思いますと考えております。これら、来年度の委員会の進め方、ご意見の反映方法につきましては、改めて文書にまとめさせていただき、お知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### ○田巻委員長

ありがとうございます。

今ほどご説明いただきました今後のスケジュールについてご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、議事を終了させていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

#### ○進 行

田巻委員長及び委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり大変ありがとうございました。

本日、新潟日報社さんが取材に入ってくださいました。記事になるかどうかは未定とのことですが、撮影画像については使用しないでいただきたいということで申し入れをさせていただいております。

本日いただいたご意見は、計画改訂の意見として活用させていただきます。また、本日の議事録を作成しますので、準備ができましたら、皆様のお手元にメールまたは郵便でお送りいたします。表現の違い等を修正願えればと思います。期限は送付の際に余裕を持って送付したいと思います。次回は7月に開催いたします。事務局の計画案をお示しし、そ

れに対するご意見を頂くこととなります。日程調整はゴールデンウィークころにさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第3回委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。